

寄付金に対する税制上の優遇措置について(個人)

○所得税の控除について

寄付者様は確定申告の際、以下の「1. 税額控除」または「2. 所得控除」をどちらか1つを選択し、所得税の控除を受けることができます。

1. 税額控除 (寄付金額－2,000円)×40%＝所得税控除額

寄付金額(総所得の40%が限度)から2,000円を引いた額の40%を所得税額から控除されます。所得税控除額はその年の所得税額の25%までが上限となります。

・所得税控除額の目安 (単位:円)

寄付額	10,000	30,000	50,000	100,000	300,000	500,000	1,000,000
課税所得金額	控除額						
3,000,000	3,200	11,200	19,200	39,200	50,600	50,600	50,600
5,000,000	3,200	11,200	19,200	39,200	119,200	143,100	143,100
7,000,000	3,200	11,200	19,200	39,200	119,200	199,200	243,500
10,000,000	3,200	11,200	19,200	39,200	119,200	199,200	399,200

2. 所得控除 寄付金額－2,000円＝所得控除額

寄付金額(総所得の40%が限度)から2,000円を引いた額に税率をかけ所得税控除額を算出します。所得金額に対し、寄付金額が大きい場合は、減税の効果が大きくなります。

・所得税控除額の目安 (単位:円)

寄付額	10,000	30,000	50,000	100,000	300,000	500,000	1,000,000
課税所得金額	控除額						
3,000,000	800	2,800	4,800	9,800	29,800	49,800	99,800
5,000,000	1,600	5,600	9,600	19,600	59,600	99,600	199,600
7,000,000	1,840	6,440	11,040	21,100	61,100	101,100	201,100
10,000,000	2,640	9,240	15,840	32,340	98,340	164,340	329,340

※課税所得金額とは、給与所得金額(給与収入金額－給与所得控除額)から基礎控除、社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、生命保険料控除等の合計額を控除した金額をいいます。

○住民税の控除について

本法人に2,000円を超える寄付をされた方で、翌年1月1日に以下の自治体にお住まいの方は、確定申告の際に、住民税の寄付金控除もあわせて申告することにより、住民税の控除を受けることができます。確定申告をせずに住民税の寄付金控除のみを受ける際は、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

住民税控除 (寄付金額－2,000円)×住民税控除率＝住民税控除額

※控除の対象となる寄付金額は、寄付された年の総所得金額等の30%が上限となります。

・住民税の寄付金控除対象自治体

都道府県の指定 ・東京都 住民税控除率 4%

市区町村の指定 ・杉並区 住民税控除率 6%

※都道府県・市区町村あわせて最大10%の控除となります。

○確定申告について

本法人へ寄付された方へは、入金通知を受けた後、「税額控除に係る証明書(写し)」と「指定公益増進法人の証明書(写し)」が印字された「領収証」を送付します。確定申告期間中に「領収証」と「証明書(写し)」を税務署へ提出することにより控除を受けることができます。確定申告を忘れずに行ってください。

●お問い合わせ先
専修大学附属高等学校
事務局 寄付金担当
TEL 03-3322-7171